株主間契約の効力と定款自治の限界の再構築(1)

 \mathbb{H} 邉 真

敏

目 次

第一章 問題の所在

第二章 会社法の強行法規性と株主間契約の効力および

第一節 はじめに

定款自治

第二節

会社法の強行法規性

強行法規性論の系譜

1 組織法・行為法二分論

(2) 小規模閉鎖会社論

2 (3) 法と経済学アプローチ 強行法規性の意義

3 強行法規性と定款の性質

(1) 定款の性質論

第三節 会社法(平成一七年法律第八六号)と定款自治 松本烝治博士の「株式会社定款自由の原則」論

が、

一方この対極にあるのが「法人成り」と言われる小規模

1 定款自治の範囲と株主間契約の効力の再構成

(1) 会社法制の現代化

(2) 会社法における定款自治の範囲

(3) 会社法における株主間契約の意義… (以上

本号)

(4) 株主平等原則と定款自治

2

合同会社と定款自治

第一章 問題の所在

平の理念によって運営され、その組織と運営を規律する株式 は、法が想定したこのような株式会社の「型」に適合する 会社法は原則として強行法規であるとされてきた。上場会社 株式会社は資本多数決という営利組織の特性を反映した公

基礎としてわが国法規整のあり方が論じられてきた。誠実義務論がそれぞれこの問題の解決に用いられ、それらをが形成された。また英国では準組合法理、ドイツでは株主のを解決するために、米国では株主に信認義務を適用する法理を解決するために、米国では株主に信認義務を適用する法理を解決するために、米国では株主に信認義務を適用する法理の形成された。よた英国では単位の規模の規整が必要であり方が論じられてきた。

近年、米国におけるシリコンバレー・モデルと呼ばれるべたれてきた。

会社が導入された。 また、米国では、法と経済学の研究成果を踏まえて、会社 また、米国では、法と経済学の研究成果を踏まえて、会社 また、米国では、法と経済学の研究成果を踏まえて、会社 また、米国では、法と経済学の研究成果を踏まえて、会社 また、米国では、法と経済学の研究成果を踏まえて、会社

> だが人的関係が薄く、所有と経営が分離する場合もあるとい 外部から出資を受けて事業を立ち上げ拡大し、比較的短期間 おさまりきらない存在である。 た、「大規模公開会社」対「小規模閉鎖会社」という構図に う点において、従来の株式会社法理が暗黙裡に前提としてい で株式公開することを成功の一つの里程とする。 は、少人数の創業者により小規模閉鎖会社として設立され、 それぞれ念頭に置いている。これに対してベンチャー企業 を与えようとする議論は人的関係が密接な小規模閉鎖会社を 的理論は主に公開大会社を、そして株主間の合意に強い効力 向性が提唱された。株式会社法は強行法規であるとする伝統 ば、その合意に「強い」効力を基本的に認めてよいという方 る法的な分析は、これまで専ら同族経営の小規模閉鎖会社を 対象としてなされ、人的関係の深い株主全員が合意していれ 株主が会社法の規定から離れた合意を形成することに関 株主は少数

言及するにとどめる。

おこが言文目台 第二章 会社法の強行法規性と株主間契約の効力

節 はじめに および定款自治

第

インセンティブを付与するメカニズムを組み込んでいる。 資側が投資の回収不能リスクを回避するとともに、創業者に 定 定、 比率の維持等の支配権に関する規定、 最大限に利用して、取締役選任や取締役会運営および議決権 実務が発展した。ベンチャー企業出資契約は、契約の自由を 主間契約(「ベンチャー企業出資契約」)で詳細に取り決める ンチャー会社において会社の管理運営に関する重要事項を株 定法において株主間契約規定が設けられたことを受けて、 の効力が大幅に認められるようになったこと、および州 米国では、判例の変遷を経て閉鎖会社における株主間契約 ストック・オプション等の報酬規定を定めることで、 配当や株式公開といったキャッシュ・フローに関する規 出資の解消に関する規 の制 出 ベ

てくる。

いうこともありがちである。ベンチャー・キャピタルと創業目が向いて目前の出資契約書の細かい条件は意に介さないというよりは、押し付け(cram down)に近いものとなる。というよりは、押し付け(cram down)に近いものとなる。というよりは、押し付け(cram down)に近いものとなる。というよりは、押し付け(cram down)に近いものとなる。というよりは、押し付け(cram down)に近いものとなる。というよりは、押し付け(cram down)に近いものとなる。

こまで認められるかという課題を検討する必要がここに生じの範囲に及ぶのか、また会社法の規定の下で定款の自治はどめを予め交すことの十分な能力と交渉力があることが前提ではそのギャップを埋めることが期待される。ベンチャー企業はそのギャップを埋めることが期待される。ベンチャー企業はそのギャップを埋めることが期待される。ベンチャー企業はでいた。

定款と株主間契約を概括的に比較すると、前者はその効力を変えるということにはなじまながあり、このことがより大きく、後者はより自由度が大きい。このことは、定がより大きく、後者はより自由度が大きい。このことは、定差があることを示唆する。具体的には、定款は後から入ってくる者(新たな株主)を自動的に拘束する効果があり、そのような強い効果とのバランス上、規定できる事項に一定の限度があると考えられる。また、株主間契約は、契約当事者の度があることになるが、定款違反の効果は、違反行為の法的効果そのものへの影響として現れる。定款自治が大幅に認められることになるが、定款違反の効果は、違反行為の法的効果をのものへの影響として現れる。しかしながら、定款は能法が介入することが望まれている。しかしながら、定款は能法が介入することが望まれている。しかしながら、定款は能法が介入することが望まれている。しかしながら、定款は能法が介入することが望まれている。しかしながら、定款は能法が介入することが望まれている。しかしながら、定款は能法が分別であると、前者はその効力を変えるということにはなじまながより、

い。むしろ、抽象的に誰が当事者となっても一律にその効力い。むしろ、抽象的に誰が当事者となっても一律にその効力い。むしん、定款自治に制約があるのがということと、株主間契約で規定できない(無効)ということと、株主間契約で規定できない(無効)ということと、株主間契約で規定できない(無効)ということと、株主間契約で規定できない(無効)ということと、株主間契約で規定できない(無効)ということと、株主間契約で規定できない(無効)ということと、株主間契約で規定できない(無効)ということと、株主間契約で規定できない(無効)というとと、株主間契約に進が当事者となっても一律にその効力といっても、定款に規定する項目と株主間契約に強力と表している。

賠償を求めることができるのか、それとも、それらの事項の時債を求めることができるのか、それとも、それらの事項のことができ、かつその違反行為を無効であるとしたり、違反とは、すでき、かつその違反行為を無効であるとしたの事項はすべからく株主間契約で定める事項ととで、それらの事項はすべからく株主間契約で定める事項と株主間契約で定める事項を表して、それらの事項はすべからく株主間契約で規定するとして、それらの事項はすべからく株主間契約で規定するとして、それらの事項はすべからく株主間契約で規定するとして、それらの事項はすべからく株主間契約で規定するとして、それらの事項はすべからく株主間契約で規定するとして、それらの事項はすべからく株主間契約で規定する。第一は、以上より、論点は二つのフェーズに分けられる。第一は、以上より、論点は二つのフェーズに分けられる。第一は、以上より、論点は二つのフェーズに分けられる。第一は、以上より、論点は二つのフェーズに分けられる。第一は、

る。本論稿は第一の論点を中心に叙述する。)ちなお、定款で規定すべきものがあると考えるべきかであ

第二節(会社法の強行法規件

1 強行法規性論の系譜

(1) 組織法・行為法二分論

ことができるであろう」として、 であって、その意味で弱者保護の精神にもとづくものという きない者のため法が後見的作用を行っていることによるもの 行法的性質はこれらの行為を自分の力では防止することがで 体の確保とは別段関係がないからである。内部関係の法の強 行為ないし多数者の少数者圧迫を防止するのは、 ずしも妥当しない。…会社内部における取締役の専横や背任 法規についてはあてはまるが、対内関係に関する法規には必 営利活動の確保に求めた。これに対し、鈴木竹雄博士は、 分け、前者を支配する原理が任意法規であるのに対し、 係いずれに関するものも強行法規であるとされてきた。その のそれは強行法規であるとし、そして強行法的性質の基礎を る行為法とそのための組織ないし設備を規制する組織法とに 論拠として田中耕太郎博士は、商法を営利活動自体を規整す 「(田中耕太郎博士)の理論は、株式会社の対外関係に関する わ が国では長らく、株式会社法の規定は対外関係・対内関 強行法規性の基礎を対内関 取引行為自

係と対外関係に分けて説明すべきだとした。

(2) 小規模閉鎖会社論

5 社法を特徴づける性質として受け入れられてきた。一方、 図る目的的なアプローチを取っていた。 そのものの検討よりむしろ小規模閉鎖会社の内部紛争処理を 認めることが提示された。この議論は、 意の違反に対して強制履行、仮処分、株主総会決議の瑕疵を による会社法の定めと異なる合意には強い効力、すなわち合 定した株主の間に信頼関係が成り立っている株式会社の株主 課題に取り組んだ。所有と経営が分離しておらず、少数の固 い小規模閉鎖会社における法規整はいかにあるべきかという 行法規性を所与の条件としつつ、会社法の規定を守っていな が生じていたことに対応するため、学説は、株式会社法の強 が国における中小会社の多くが株式会社として設立されなが ことについての更なる議論は進展せず、強行法規性は株式会 鈴木博士による研究の後は、株式会社法が強行法規である 会社の対内関係が人的会社のそれとして運営される実態 会社法の強行法規性

るようになった。

(3) 法と経済学アプローチ

法の規定に照らしてそのような合意の効力が否定されるかど辞任を制限する合意の二つのケースを取り上げて、株式会社強行法規性につき、契約による株式譲渡制限および取締役の一九九○年代に入り神田秀樹教授が、株式会社法の規定の

な場合に、

法がルールを用意することに意味がある。

のアプローチを踏まえた会社法の強行法規性の検討がなされた軸足を置いた議論が展開されるようになった。これらの議に軸足を置いた議論が展開されるようになった。これらの議に軸足を置いた議論が展開されるようになった。これらの議場模閉鎖会社という限られた場を越えて、株主間合意の効力規模閉鎖会社という限られた場を越えて、株主間合意の効力規模閉鎖会社という限られた場を越えて、株主間合意の効力規模閉鎖会社という限られた場を越えて、株主間合意の効力規模閉鎖会社という限される。この論文と相前後して、小うかの一般理論の提示を試みた。この論文と相前後して、小うかの一般理論の提示を試みた。この論文と相前後して、小

他人に容易にフリー・ライドされる可能性があり、このよう他人に容易にフリー・ライドされる可能性があり、このようで表示う内容の法的ルールは、利害関係者の間の取引費用を軽減第一に、法的ルールは、利害関係者の間の取引費用を軽減等一に、法的ルールは、利害関係者の間の取引費用を軽減あろう内容の法的ルールが存在していれば、当事者が改めてあろう内容を用意すべきことになる。第二に、法的ルールはあろう内容を用意すべきことになる。第二に、法的ルールはあろう内容を用意すべきことになる。第二に、法的ルールはあろう内容を用意すべきことになる。第二に、法的ルールはあろう内容を用意すべきことになる。第二に、法的ルールの一般的な特質と存在意義について次のような特徴を挙げている。 世人に容易にフリー・ライドされる可能性があり、このよう他人に容易にフリー・ライドされる可能性があり、このようである。

る。 与えられると考えることができる。 となった者が定款記載の条項を承認したものとみなす効果を の定款は、この法的ルールによって、株式を譲り受けて株主 成立を認めてその内容に拘束力を与えることができる。会社 を形成することが不可能か困難な者の間であっても、合意の 三者に効力を及ぼすことができる。これによって個別に合意 適切でない。第四に、法的ルールは、 場合は、多数の当事者が望むかどうかで初期設定をするのは 離脱するコストに関し、交渉当事者間に非対称性がみられる 場合に、交渉の出発点となる。但し、初期設定のルールから が最適ルールへの統一という役割を果たすことが期待でき 同じ文言を用いている他の者にも利益がもたらされるという よって、その条項の文言の解釈をめぐる裁判例が蓄積して、 さらに、 「ネットワーク外部性」が発生し得ることから、法的ルー 第三に、法的ルールは、当事者が個別の取り決めを行う 同じ内容の契約条項を利用する者が増えることに 合意の当事者でない第 ル

ルールが必要とされる場面、第二に、公共財としての画一性効果により不利益を受ける可能性のある者との関係で法的い者との間の利害調整のために、法によって発生する第三者い者との間の利害調整のために、法によって発生する第三者田教授は、株式会社法における強行法規の背後には性格の異田教授は、株式会社法における強行法規の背後には性格の異い上のような法的ルールの特質を踏まえて、神田教授・藤以上のような法的ルールの特質を踏まえて、神田教授・藤

(スタンダード・パッケージ)のメリット、第三に、当事者(スタンダード・パッケージ)のメリット、第三に、当事者がたらないがあることから、その場合は、ひょっとすると当事者がに性があることから、その場合は、ひょっとすると当事者がに望んだのかもしれないが、おそらくそうではなく意思、決定のプロセスに問題があったのであろうと割り切って処理、大変のプロセスに問題があったのであろうと割り切って処理、大変のプロセスに問題があったのであろうと割り切って処理、大変のプロセスに問題があったのであろうと割り切って処理、大変のプロセスに問題があったのであろうと割り切って処理、大変のプロセスに問題があったのであろうと割り切って処理、対象に、当事者に、当事者という考え方である。

2 強行法規性の意義

法規の意義が問題となるいくつかの特徴的ケースを踏まえてある。しかしながら、法と経済学的アプローチからは、強行法規は、当事者の意思によってその適用を排除しうる規定で行為の効力が否定されるものを言い、これに対比される任意強行法規とは、私的自治に限界を画し、その規定に反する強行法規とは、私的自治に限界を画し、その規定に反する

株主有限責任の原則を定めていたが、この規定は株式会社のば、平成一七年改正前商法(以下、旧商法)二〇〇条一項は違反かどうかが問題となる合意の当事者の関係である。例え第一に、強行法規が適用されるべき人的範囲と、強行法規

論じる必要が出てくる。

合弁会社においては出資者間で合弁会社が債務超過に陥ったのか。株主によるそのような債務保証を定款に規定するのものか。株主によるそのような債務保証を定款に規定するのは、まさに二○○条一項が適用されるべきケースと考えられは、まさに二○○条一項が適用されるべきケースと考えられば、まさに二○○条一項が適用されるべきケースと考えられば、まさに二○○条一項が適用されるべきケースと考えられば、まさに二○○条一項が適用されるべきケースと考えられば、まさに二○○条一項が適用されるべきケースと考えられば、まさに二○○条一項が適用されるべきケースと考えられば、まさに出る合意を保証するとは、まさによっては出資者間で合弁会社が債務超過に陥った。

際に出資比率に応じて増資を行うという条項が設けられたり、中小企業のオーナー社長が、会社の銀行規定は、誰とものではないのではないかということは、理解が得られやすいと考えられるが、それでは株式会社法の強行規定は、誰といと考えられるが、それでは株式会社法の強行規定は、誰といと考えられるが、それでは株式会社法の強行規定は、誰といと考えられるが、それでは株式会社法の強行が良いに行われている。株主有限責任の原則がこれらの場合に表す。

る。

に、瑕疵ある決議に基づきなされた会社の重要な財産の売買されるが、例えば取締役会の承認決議に瑕疵があった場合般的な定義によれば強行法規に反する行為は法的効果を否定第二に、強行規定に違反した行為の効果の問題がある。一

の効力には複数のレベルがあるのではないかということにな 点において強行法規性を有するとするのであれば、 責任を追及できるとする規定も、取締役の責任を問うという 私人間の法律行為の効力を否定せず、違反を行った取締役の であると扱われてきた。このように会社法の規定に違反した 決議に基づく介入権の行使が認められ、 考えられる。 ては、当該取締役に対する損害賠償請求権および取締役会の は無効となるか、株主総会の招集はどうか、 また、 取締役の競業避止義務違反の 取引そのものは有効 というケースが 取引に 強行法規 つい

まった。 は会社法は強行法規と任意法規が並存すると認められる、ある。 その区別を判断する基準をどのように考えるかが問題となる。 その区別を判断する基準をどのように考えるかが問題となる。 その区別を判断する基準をどのように考えるかが問題となる。 その区別を判断する基準をどのように考えるかが問題となる。 その区別を判断する基準をどのように考えるかが問題となる。 その区別を判断する基準をどのように考えるかが問題となる。 として会社法の規定から逸脱する手続きとして、定款、 を対していた点を踏まえて、会社 大口認められるべきなのかが検討課題となる。

3 強行法規性と定款の性質

(1) 定款の性質論

であったようである。
であったようである。
とする説、組合契約が発展したものとする説、自治法規であるとする説が主張されてきており、自治法規説が通説となっるとする説、組合契約が発展したものとする説、自治法規であとする説、組合契約が発展したものとする説、自治法規であたがの性質を如何に解するかについて、これを契約の約款

意教の性質をどう見るかという学説の対立は、定款作成行為につ為の性質に関する学説の対立と関連する。定款作成行為については、かつて契約説、単独行為説、合同行為説の対立を見いる。他方、会社法の強行法規性について通説が対外的な規定、内部関係に関する規定のいずれもが強行規定であるとして作成された定款を会社の根本規則であり自治法規としている。他方、会社法の強行法規性について通説が対外的な規定、内部関係に関する規定のいずれもが強行規定であるとしてきたことと、定款の自治法規性の関係については必ずしもできたことと、定款の自治法規性の関係については必ずしもの強行法規に依って多大の制限を受けて居ることは争うべからざる事実であるが、然るが故に定款規定の自由が原則に非らざる事実であるが、然るが故に定款規定の自由が原則に非らざる事実であるが、然るが故に定款規定の自由が原則に非らざる事実であるが、然るが故に定款規定の自由が原則に非らざる事実であるが、然るが故に定款規定の自由が原則に非らざる事実であるが、然るが故に定款規定の自由が原則に非らざる事実であるが、然るが故に定款規定の自由のりと解すべきものに非ざるは言を俟たざる所であるの自由ありと解すべきものに非ざるは言を俟たざる所である。

たことが注目される。とすることをもって議論のスタートラインとすべきとしてい

松本烝治博士は株式会社における定款自由の原則論につい(2)松本烝治博士の「株式会社定款自由の原則」論

て以下のように論じている

場合にのみ、定款規定の効力は否認されるべきである。て当事者(発起人)が自由にこれを規定することができる。をであり、定款の規定が法律により定められた会社の本質にきであり、定款の規定が法律により定められた会社の本質にきであり、定款の規定が法律により定められた会社の本質にきであり、定款の規定が法律により定められた会社の本質にまであり、定款の規定が法律によりである。とができる。とができる。とができる。とができる。とができる。とができる。とができる。とができる。というできる。

会社は当事者の創意に基づく定款規定によって法律の予想をの社は当事者の創意に基づく定款規定によって法律の予想をとれがゆえに法規によって特に許された範囲において定款規をれがゆえに法規によって特に許された範囲において定款規定の自由があると解すべきものではない。定款はまた、法律により与えられた自治立法権に基づいて制定された自治法のにより与えられた自治立法権に基づいて制定を省みるに、株式会社の党数の強行法規によって多大の制限を受けているが、それら多数の強行法規によっており、株式会社の定款規定の自由は部分が強行規定となっており、株式会社の定款規定の自由は本式を対している。

とに変わりはない。
のであって、株式会社制度の根底に定款規定の自由があるこのであって、株式会社制度の根底に定款規定の自由があるこうになり、現在の複雑多彩な株式会社法制度に至っているもことから、そこで初めて制限あるいは統制の法規を設けるよ超えた発展をし、立法者はその弊害が甚だしい状況が生じた

るためである。
総のである。 更によりそのいずれかの権利を奪うことは株主の期待を根本 いずれか一つを否定する定款規定は違法ではないが、定款変 主の利益配当請求権または残余財産分配請求権であり、その 義衡平の観念に反することがあり得る。その例としては、株 であるとしても、定款変更によってこれを剥奪することが正 与えられた株主の権利が、 しながら、法規により認められたあるいは定款規定によって 則が定款自由の原則を拘束するとの論理はとりえない。しか 会社法の規定のない「株主平等の原則」を絶対視し、その原 設けてはならないとする論拠はない。この点において、株式 限り否認されるべきであり、 ける場合、その不平等が法規または公序良俗に反する場合に 例えば、定款をもって優先株・普通株の間に種類の差を設 強行法規上奪うことができるもの 法規が明文で定めた以外の差を

·質は、精緻な規定が既に整備されている現代株式会社法を以上のように論じた松本博士の所論は、株式会社の定款の

る「二分論」的思考に対するアンチテーゼを提示している。的会社に分けて前者にのみ定款自由の原則が適用されるとす展の歴史的過程から導かれるべきとし、会社を人的会社と物もって論ずべきものではなく、株式会社の生誕、成長から発

1 定款自治の範囲と株主間契約の効力の再構成第三節 会社法(平成一七年法律第八六号)と定款自治

(1) 会社法制の現代化

多様化等を通じて、少数株主の排除等による組織再編、 定款自治を認めるか否かから二つに区分することが望ましい 経営の分離の有無をメルクマールに、経営監視機構の強制や こととなった。このような規律のあり方に対しては、 で実に多様な実態を持つ会社群が一つの区分に入れ込まれる 行った。この結果、公開会社予備軍、 統一的会社法典となり、他の諸国に見られない先行的試みを の規律を一体化し、公開会社でない株式会社をベースにした を放棄した。そして、有限会社と閉鎖型のタイプの株式会社 び企業買収等における防衛策を可能にし、資本に関する原則 法の影響を受けて会社法の任意法規化を図り、株式の種類の 制の現代化という大きなテーマを掲げ、全体としては、米国 企業同士の合弁会社、ベンチャー企業、 会社法(平成一七年法律第八六号)の立法作業は、 地場の有力企業から大 同族企業にいたるま 会社法 所有と およ

との批判がある。

米国における株主の信認義務のような株主間の利害調整理米国における株主の信認義務のような株主間の利害調整理の廃止を大義名分として大きく契約自由の世界に踏み出しの廃止を大義名分として大きく契約自由の世界に踏み出しかるのであるとすると、真に使いやすい会社法制が実現された。しかし会社法が利用者に対して自ら作り上げることを求めるのであるとすると、真に使いやすいと考えられる。

(2) 会社法における定款自治の範囲

で場合に、その事実をどのように評価すべきかが問題となった場合に、その事実をどのように評価すべきかが問題となった。この結果として、定款自治が明文で認められるにいたった。この結果として、定款自治が明文で認められるにいたっ株主間契約で処理されていた株式の種類および機関り、従前株主間契約で処理されていた株式の種類および機関を場合に、その事実をどのように評価すべきかが問題となった場合に、その事実をどのように評価すべきかが問題となった場合に、その事実をどのように評価すべきかが問題となった場合に、その事実をどのように評価すべきかが問題となった場合に、その事実をどのように評価すべきかが問題となった場合に、その事実をどのように評価すべきかが問題となった場合に、その事実をどのように評価すべきかが問題となった場合に、その事実をどのように評価すべきかが問題となった場合に、その事実をといる。

により定款の定めがなければその効力を生じない事項およびに掲げる事項のほか、株式会社の定款には、この法律の規定条各号[絶対的記載事項]および前条各号[変態設立事項]会社法二九条は、旧商法になかった規定として、「第二七

らかとは言い難い。 と定めている。立法担当官は、定款自 は、この限りでない」等の文言がない場合は、一切修正 場合は、この限りでない」等の文言がない場合は、一切修正 場合は、この限りでない」等の文言がない場合は、一切修正 を認めないという趣旨を述べている。立法担当官は、定款自 は、定数自 を認めないという趣旨を述べている。立法担当官は、定款自 ないという趣旨を述べている。立法担当官は、定款自 ないという趣旨を述べている。立法担当官は、定款自 は、定数自

(-)剰余金配当・残余財産分配に関する定め

社法上の問題を生じないかについては必ずしも明らかではな して、会社法は定款自治の明文規定を設けたが、それでは、 取扱いを行う旨の定めを定款に設けることができる(一○九 求権および残余財産分配請求権について、株主ごとに異なる ある。また、公開会社以外の会社においては、 る権利のいずれかが株主に与えられていることとしたもので て、剰余金の配当を受ける権利または残余財産の分配を受け の営利性を間接的に定めるものであり、その最低ラインとし 款の定めは、その効力を有しないとする。この規定は、 条二項)。このように、剰余金の配当と残余財産の分配に関 および残余財産の分配を受ける権利の全部を与えない旨の定 一〇五条二項の範囲内の定款規定であればいかなる場合も会 会社法一〇五条二項は、株主に剰余金の配当を受ける権利 例えば、 剰余金の配当は受けられず残余財産の分配請求 剰余金分配請

どうかは問題である。 用の態様が、そのような自治の想定しているところであるか あったとしても、少数株主の請求権を事実上封じるような適 も否定されてしまう。定款自体は許容された自治の範囲内で に内部留保すると、その株主は実質的に剰余金の配当請求権 分配請求権がない株式を設けた場合、常に剰余金を配当せず る。また、剰余金の配当を受ける権利はあるが、残余財産の すると実質的には残余財産の分配を受けることができなくな のみを有する株式を設けた場合に、常に剰余金を全額配当

(≔) 議決権に関する定め

る。

定めを設けることができるとされてきた。会社法は、剰余金議決権以外の事項についても持分の内容につき異なる定款の できることを明文化したものであるが、有限会社と同様、 治が適用されるとの理解から、剰余金配当、残余財産分配 は検討を要する。従来の有限会社においては、幅広い定款自 全く制約なく異なる取扱いをすることができるのかについて 株主の個性に着目した定めであり、従来の有限会社法の規定 できる(一〇九条二項)。この規定は、種類株式とは別に、 (旧有限会社法三九条)を引き継ぐものであるが、それでは 公開会社以外の会社では、株主総会における議決権につい 株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることが 残余財産分配、議決権の三つについて属人的に別扱い 属

> の基本的な権利を奪うものであってはならない。 ®。 し、または公序に反するものであってはならず、 人的定めが具体的な強行法規もしくは株式会社の本質に反

との調和も保たれる。 二分の一を越えてはならないとされている(一一五条)こと ないのではないかと考えられる。また、このように解するこてしまうような定款上の取扱いや複数議決権株式は認められ とで、公開会社の議決権制限株式の総数が発行済株式総数の ○八条一項)ことからすると、議決権が持株数と全く逆転し り、また、会社法は複数議決権を明示的に認めていない 会社以外の株式会社に限り属人的な定款規定が許されてお り大きな議決権を常に与えたり、一株二議決権の定めを設け 式会社による議決権に関する種類株式の発行には、株主平等 項の例外として位置付けられていることから、会社法下の株 ることができるであろうか。一○九条一項の例外として公開 原則に由来する内在的制約が存するのではないかと考えられ 会社法一〇九条二項は、株主平等原則を定めた一〇九条 例えば、議決権の定めについて、少数株主に多数株主よ

三項)、 どのように捉えるかということが問題となり得る。 の種類ごとに定めなければならないとされており(一八八条 数種の株式を発行する会社においては、 議決権に関する格別の定めを有する株式との関係を 単元株式数を株式 単元株制

法趣旨からも疑問が残る。 (4) 背景にある。この場合、一単元の株式数にどの程度格差をつ を乗じた値に著しい差異を発生させることは、 なっているとすれば、種類株式間で市場価格に一単元の株数 場価格の格差の反映が種類ごとの一単元の株数設定の基礎と も二倍にこだわる必然性はないとも考えられる。しかし、市 株式数を定めることが念頭に置かれていることから、必ずし しており、 る。 数議決権を認めることになるのではないかという疑問があ 式と同様と考えれば、二倍以上の格差をつけると、事実上複 けることができるか。議決権について格別の定めをおいた株 (3) るほうが合理的なケースがあり得ることが、一八八条三項の 格差があるなど、一単元の株式の数を株式の種類ごとに違え 度は株主管理コストの軽減を主たる目的としている。また種 株式が発行されている場合は、 しかしながら、単元株制度が管理コストの低減を目的と 各種の株式の市場価格の格差を反映して一単元の 各種類の株式の市場価 一一五条の立

条一項三号)から、一概に議決権拘束の内容を定款に記載す定款で定めることができるとの規定(一〇九条二項・一〇五らかでない。公開会社でない株式会社においては、株主総会らかでない。公開会社でない株式会社においては、株主総会における議決権については、会社法の規定からは必ずしも明に記載できるかについては、会社法の規定からは必ずしも明に記載できるかについては、会社法の規定からは必ずしも明に記載できるかについては、会社法の規定からは必ずしも明に記載できるが、

種類株式の内容として、

譲渡制限を定めることが

との判断をする余地が出てくると考えられる。 (象) まに規定することにはなじまないとされてきた属人的な議決をすることにはなじまないとされてきた属人的な議決款に規定することにはなじまないとされてきた属人的な議決款に規定することができないということにはならないであろう。従来定ることができないということにはならないであろう。従来定ることができないということにはならないであろう。従来定

(≔)株式譲渡制限に関する定め

ていない。 とを委ねる形にすることが制度趣旨に合致する。 機関への委任の態様のあり方については、法文は明らかにし を定め、その基準にしたがって個々の承認請求を処理するこ 択する形が望ましく、 なった。但し、株式の譲渡制限は本来株主が自分の仲間を選 となった。したがって、例えば取締役会設置会社において決 (一三九条一項)、定款で別段の定めをすることができること 締役会、それ以外の会社では株主総会の決議を要するとし 第一に、譲渡承認機関については、取締役会設置会社では取 に下位の機関に委ねる場合は、承認の可否につき一定の基準 定機関を株主総会あるいは代表取締役と定めることが可能と 定款自治の範囲が必ずしも明らかでなかった点を整理した。 会社法は、 譲渡制限株式の規定を整備し、 決定権限を代表取締役や執行役等さら 旧商法において 下位

認められた (一〇八条一項四号)。

第四に譲渡の手続きに関して、先買権条項を定款に規定で 第四に譲渡の手続きに関して、先買権条項を定款に規定で が、明文で認められた(一四〇条四項、五項)。一 大、価格の決定については、定款自治が及ばないとの趣旨で 規定されている(一四四条二項ないし四項)。しかしなが 方、価格の決定については、定款自治が及ばないとの趣旨で が方、価格の決定については、定款自治が及ばないとの趣旨で 大って定めるとしている点は旧商法と同じであり、「協議の はのとの表言で をされている。一 を言いとが、明文で認められた(一四〇条四項、五項)。一 を言いとが、明文で認められた(一四〇条四項、五項)。一

(ⅳ)業務執行の制約に関する定め

事項と定められたものの範囲が、取締役会設置会社の株主総できる(二九五条一項)。また、法令により株主総会の決議が、強行規定または株式会社の本質に反しない限り、会社の社の場合、株主総会は法令・定款に定められた事項に限ら社の場合、株主総会は法令・定款に定められた事項に限ら社の場合、株主総会の権限を取締役会設置会社以外の株式会外の会社とで分別している。取締役会設置会社以外の株式会外の会社とでは、株主総会の権限を取締役会設置会社とそれ以

の決議を通じて会社経営に関与することが法令上想定されて(三五六条一項)等が含まれる。すなわち、株主が株主総会決定(一八三条二項)、取締役の競業・利益相反取引の承認等の決定(一五七条一項、一六八条一項等)、株式の分割の項)、自己株式の取得価格等・取得条項付株式を取得する日会より広い。例えば、譲渡制限株式の譲渡承認(一三九条一会より広い。例えば、譲渡制限株式の譲渡承認(一三九条一

いる。

これに対して取締役会設置会社の株主総会は、法令または定数に定めた事項に限り決議することができる(二九五条二定款に定めた事項に限り決議することができる(二九五条二度性のバランスから、株主が意思決定の機動性を犠牲にして会社法が取締役会設置会社とそうでない会社の区分を設けて会社法が取締役会設置会社とそうでない会社の区分を設けて会社法が取締役会設置会社とそうでない会社の区分を設けて会社法が取締役会設置会社とそうでない会社の区分を設けて会社法が取締役会設置会社にあっては、実質的に会社の組織、運ち、取締役会設置会社にあっては、実質的に会社の組織、運ら、取締役会設置会社にあっては、実質的に会社の組織、運ら、取締役会設置会社にあっては、実質的に会社の組織、運ら、取締役会設置会社にあっては、実質的に会社の組織、運ら、取締役会設置会社にあっては、実質的に会社の経験ができる(二九五条二定表に対して取締役会設置会社の株主総会は、法令または

れた事項につき、種類株主総会の決議を要するほか、定款にまた、種類株主を発行する会社においては、法令に規定さ

株主間契約の効力と定款自治の限界の再構築(1)(田邉)

定めることにより、種類株主総会の決議事項を拡張することにより、旧商法下で任意種類株主総会の権限であった株主総会・り、旧商法下で任意種類株主総会の権限であった株主総会・り、旧商法下で任意種類株主総会の権限であった株主総会・限が拡張されている。そこで、三二一条によって定款で定めることで種類株主総会の権限にできる事項の範囲が問題となり得る。一部の種類の株主の意思のみが反映される種類株主総会である以上、株主総会決議事項・取締役会決議事項のすべてが決議できることにはならず、当該種類株主の利害に密べてが決議できると解すべきであるう。「定款の定めにより」と規定してあっても、合理的な定款の定めかどうかが問題でと規定してあっても、合理的な定款の定めかどうかが問題でと規定してあっても、合理的な定款の定めかどうかが問題でと規定してあっても、合理的な定款の定めかどうかが問題でと規定してあっても、合理的な定款の定めかどうかが問題でと規定してあっても、合理的な定款の定めかどうかが問題でと規定してあっても、合理的な定款の定めかどうかが問題でと規定してあっても、合理的な定款の定めかどうかが問題でと規定してあっても、合理的な定款の定めかどうかが問題でといる。

(>) 小括

があるもの、あるいは定款自治が明文で認められているがそでは、広く定款自治を認めるという考え方に立ち、基本的にては、逐一、その旨が明らかになるような規定上の手当てをには、逐一、その旨が明らかになるような規定上の手当てをには、逐一、その旨が明らかになるような規定上の手当てをには、逐一、その旨が明らかになるような規定上の手当てをは、返っ、その旨が明らかになるような規定とした上で、法律で定められた要件すべての規定を強行規定とした上で、法律で定められているがその、定款自治が明文で認められているがそれでは、広く定款自治が明文で認められているがその、定款自治が明文で認められているがそれ、広く定義は、当事者間の合意によって処分可能な規律に関し会社法は、当事者間の合意によって処分可能な規律に関し

になったとも言い難い。規制緩和を旗印とする会社法制定がれが前提とする当事者の立場の対等性・互換性が事実上失われが前提とする当事者の立場の対等性・互換性が事実上失われが前提とする当事者の立場の対等性・互換性が事実上失われが前提とする当事者の立場の対等性・互換性が事実上失われが前提とする当事者の立場の対等性・互換性が事実上失われが前となべきではない。一方、会社法の規定は一点の曇が認められるべきではない。一方、会社法の規定は一点の曇が認められるべきではない。一方、会社法の規定は一点の曇が認められるべきではない。一方、会社法の規定は一般契約法の世界では、契約自由の原則が支配するが、そ一般契約法の世界では、契約自由の原則が支配するが、その限界が明らかでないものが存在する。

(3) 会社法における株主間契約の意義論的基礎が求められなければならない。

実現した現段階において、改めて定款自治の限界を律する理

は、種類株式の発行に加え(一〇八条一項八号、九号)、公種類株式による対応が可能となっていたが、会社法において権)については、旧商法の平成一三年、一四年改正によって権)については、旧商法の平成一三年、一四年改正によって権)については、旧商法の平成一三年、一四年改正によって権)については、旧商法の平成一三年、一四年改正によって原則関構成については、旧商法が会社の種類・区分によって原則関構成については、旧商法が会社の種類・区分によって原則関構成については、旧商法が会社の種類・区分によって原則関構成については、定款自治の範囲を拡大した。特に株式会社の機会社法は、定款自治の範囲を拡大した。特に株式会社の機会社法は、定款自治の範囲を拡大した。特に株式会社の機会は、定額を対している。

れた (一〇九条二項)。 開会社でない株式会社においてはさらに自治の範囲が拡大さ

取締役の選任に関する合意については、公開会社でない株 取締役の選任に関する合意については、公開会社でない株 大配を受ける権利、株主総会における議決権については、株 が配を受ける権利、株主総会における議決権については、株 が配を受ける権利、株主総会における議決権については、株 が配を受ける権利、株主総会における議決権については、株 ができる(一〇九条二項)。これにより例えば、 ないても、少数株主に拒否権を与えることが定款で実現できる。また、定款変更に る旨を定款に規定することが可能である。また、定款変更に るいても、少数株主に拒否権を与えることが定款で実現できることが明確にされた(三〇九条二項)。

い事項を定款に記載できること(任意的記載事項)を明文で であるという漠然とした意識や、将来株式譲渡や新株発行等 であるという漠然とした意識や、将来株式譲渡や新株発行等 であるという漠然とした意識や、将来株式譲渡や新株発行等 で株主構成が変わった場合に、定款変更を失念することで思 わぬ第三者に拒否権が与えられる結果を回避したいという意 制によるとされる。また、会社法は会社法の規定に違反しな かな第三者に拒否権が与えられる結果を回避したいという意 をは言え、法改正後も、合弁契約の実務では種類株式を利

しも明らかでなく、そのような不安から株主間契約が選択さ間契約で規定できることとどの程度相違しているのかは必ずの株主を拘束できる効果を有することから、その限界が株主認めたが(二九条)、定款に規定することで現在および将来

れることもあろう。

け社会に浸透させるかというポリシーと関わってくる。 株主間契約は、会社法の強行法規性の束縛から逃れるため 株主間契約は、会社法の強係上で株主間契約を知いられたにもかかわらず、従来の延長線上で株主間契約を用いられたにもかかわらず、従来の延長線上で株主間契約を用いられたにもかかわらず、従来の延長線上で株主間契約を用いた場合にその効力をどう評価するかは、立法の目的をどれだい場合に浸透させるかというポリシーと関わってくる。 株主間契約は、会社法の強行法規性の束縛から逃れるため 株主間契約は、会社法の強行法規性の束縛から逃れるため

踏まえて、両者を区分して後者の層に対しては別個の法規整株式会社という同じ器を利用しているわが国における状態を根整することを前提とした法規整から逸れるツールであるを規整することを前提とした法規整から逸れるツールであるで規整することを前提とした法規整から逸れるツールであるを規整することを前提とした法規整から逸れるツールであるを規整することを前提とした法規整から逸れるツールであるを規整することを前提とした法規整から逸れるツールであるを規整することを前提とした法規整から逸れるツールであるを規整することを前提とした法規整から逸れるツールであるを規整することを前提とした法規整から逸れるツールであるを規整することを前提とした法規を対しては別個の法規整を規模という。

る形で解を出した。

『記器のままその作り方に自由度を与えいることを前提に、同じ器のままその作り方に自由度を与えどちらの利用者も会社法の強行規定から離れることを望んできた。しかし、結果として会社法は、クラス一、クラス二のを提供すべきであるとの大小会社区分立法の議論がなされて

一の層に区分されている。しかし、その利用者は、ベン性のベンチャー企業の利用者は、法規整を使いこなすクラス られた結果になっていることもある。は、経営権を取り上げられベンチャー・キャピタルに乗っ取 れる。 件をそのまま受け入れ、数年後業績が向上しなかった場合に る起業家はベンチャー・キャピタルの提示した出資契約 間契約が交わされる可能性は否定できない。事業資金を欲す のプロ」と、成長の志は高いが会社をめぐる法規整について チャー・キャピタルのようにクラス一に区分される「プロ中 公開会社予備軍として小規模同族会社とは ベンチャー・キャピタル)主導による附合契約的な株主 いわばプロとアマの間の契約という点において、 一線を画する プロ の条 盧

制力の強い手段の利用可能性が高いので、定款自治が可能で同士の合弁会社のような場合にあっては、定款自治による強約の効果についても異なった考慮が生まれてくる。クラスーこのように利用者の置かれた立場の相違により、株主間契

ありながらあえて株主間契約を選択した場合には、債権的契ありながらあえて株主間契約を選択した場合に、その限られた効果を踏まえて利用すべきでの公開を望まない場合、あるいは一部の株主だけで合意を形の公開を望まない場合、あるいながらあえて株主間契約を選択した場合には、債権的契ありながらあえて株主間契約を選択した場合には、債権的契

だけのことになる。 株主間の合意事項を盛り込む定款変更を行うとは期待できな 会社法が制定されたとはいえ、世代交代でもない限り直ちに 会社における少数株主保護の議論がなされる前の状態に戻る ら株主間契約には強い効果を認めないとすると、小規模閉鎖 使いこなせない利用者に対し、定款自治が利用できたのだか 意によって会社運営がなされている。そのような定款自治を 販のひな型定款がそのまま利用され、実質的には社員間の は、「より小規模な公開されていない株式会社」として、 会社は定款自治の原則が妥当すると解されてきたが、寅するインセンティブが働かない可能性が大きい。実際、 するインセンティブが働かない可能性が大きい。 においては、定款自治の道が開かれたとは言え、それを活用 これに対して、クラス二の小規模な閉? 小規模な閉鎖型のタイプの会社の場合、 鎖型のタイプの会社 実務上 市

者は、定款自治を使いこなせない弱者であり株主間契約に強求める場合は定款自治を利用するよう促し、クラス二の利用以上より、クラス一の会社法利用者には、強い法的効果を

よ い。 67 けることは解釈論としては否定している。ある利用者がどのする論者も、法的洗練性によって株主間契約の効力に差をつ うことも可能性として考えられる。閉鎖型のタイプの会社の株主(起業家、その他の少数派株主)の圧迫を抑止するとい 釈基準とすることは困難を伴う。 少なくなく、 当事者がどのクラスに属するかを訴訟で決定するコスト)は どには明確でないし、 クラスに属するかは、 それぞれの個性を反映した法の適用ということも認識されて クラス一株主 ャー企業の出資契約においては、 効果を認めて救済し、 しかしながら、会社法の利用者をクラス分けして分析 会社法の場合、 (ベンチャー・キャピタル等)によるクラス一 区分作業に伴うコスト 消費者契約における事業者と消費者ほ そして混合クラスが参加するベン 利用者の法的洗練性を効力の解 附合契約論を適用して、 (例えば、ある

られるに過ぎない。

きる株主全員が書面(または電磁的記録)により同意の意思続というルールからの逸脱として、書面決議をルール化して観点から評価されるべきである。会社法は株主総会の決議手関することを認めていることと対比して、その手続きを回避脱することを認めていることと対比して、その手続きを回避脱することを認めていることと対比して、その手続きを回避脱することを認めていることと対比して、その締結行為において、そこで、株主間契約については、その締結行為において、そこで、株主間契約については、その締結行為において、

ならない。よって、その効力も当事者間に債権的効力が認め面においてもはや定款とは隔絶したものとして扱わなければる株主全員一致のルールから逸脱しており、それゆえ、手続きが行われたものと考えることができる。これに対し、一部きが行われたものと考えることができる。これに対し、一部をが行われたものと考えることができる。これに対し、一部をが行われたものと考えることができる。これに対し、一部をが行われたものと、集主会員が当事者となっ

次に、株主全員により締結された株主間契約の規定内容に次に、株主全員により締結された株主間契約の規定内容に ○九条二項)等を利用して定款自治でも実質的に実行できる ど、種類株式や全株式譲渡制限会社における属人的定め(一 ど、種類株式や全株式譲渡制限会社における属人的定め(一 ど、種類株式や全株式譲渡制限会社における属人的定め(一 と、種類株式や全株式譲渡制限会社における属人的定め(一 と、種類株式や全株式譲渡制限会社における属人的定め(一 の力条二項)等を利用して定款自治でも実質的に実行できる 内容の株主間契約の規定内容に の力を認めてよい。例えば、取 の力を記めてよい。例えば、取 の力を記めてよい。例えば、取 の力を記めてよい。例えば、取 の力を記めてよい。の力を記めてよい。の力を記している。の力を記している。の力を記している。の力を記している。の力を記している。の力を記している。の力を記している。の力を記している。の力を記している。の力を記している。の力を記している。の力を記している。の力を記している。の力を記している。の力を記している。の力を記している。の力を記している。の力を記している。の力を記している。の力では、の力を記している。の力をいる。

とがらを規定している範囲で、定款に準じた効力を認めてよ株主による株主間契約に対しては、定款自治で実現できるこたとも考えられる一方、書面決議に準じた手続とみなせる全契約に強い効力を認める実務的必要性は以前に比べて減少し処理されてきた事項が定款自治の拡大により、従来株主間契約で会社法における定款自治の拡大により、従来株主間契約で

な解決ができない場合に当事者の関係を律する共通の法概念 あると考えられる。そこで、 いため、株主間契約違反に定款違反と同等の効果を与えるた ても、定款に違反した決議(八三一条一項二号)とはなら い。したがって、契約内容に反する総会決議が行われたとし 定めているといっても、 項一号)に求めることになろう。しかしながら、株主間 書面決議に準じた手続で実質的に定款と同じ効果の規定を 総会決議瑕疵の根拠は、 以下検討する。 株主間契約と定款に共通の原理を橋渡しする必要が 株主間契約は定款そのものではな 著しく不公正な決議 定款や株主間契約による事前的 (八三一条 難 契

ドイツの有限会社や株式会社においては、 主に対し負う義務であり、 うとして、問題解決を図ることが提案されてきた。誠実義務 主は会社および他の株主に対し誠実義務 れた具体的な権利および義務 の影響から、 力の行使を含む。) 定款や株主間契約で事前的な解決ができない場合、支配株 支配株主が一種の付随義務として、会社および他 構成員は会社に対して法令または定款で認め の際の行動基準または限界を画する。 支配株主の権利行使 (出資義務) (Treuepflicht) を負 口 | 以上のものを有 マ法的社団理 (事実上の影 の株

6

執行を行わないことが強調される。 執行に介入する場合には、当該株主は会社に対して誠実義務 すべき義務があるとするのが誠実義務論の基礎である。 れてきた。しかし伝統的社団理論では、多数派株主による少せず、構成員相互の間には法的関係を認める余地はないとさ せず、株主有限責任の重要な前提として、 わなければならない。その限りで株主有限責任の原則は妥当 を負い、その義務違反があるときは取締役と同様の責任を負 資格に基づく影響力を行使して直接または間接に会社の業務 は問題とならないに過ぎない。したがって、株主が社員たる らないが、議決権行使が結果に影響を与えない限りその義務 する場合は、会社および他の株主の利益を顧慮しなければな 性と一致する。小株主であっても、株主総会で議決権を行使 株主の利益に関連して、株主に認容された影響力行使の可 で信用して任せざるを得ないため、会社の利益および会社へ 主は他の株主に対し自己の社員的利益をいわば客観的な意味 数派株主の抑圧問題に対処することができない。そこで、株 義務の強度は、 の参加により必然的に結び付けられる他の社員の利益を顧慮 法令および定款により、 会社財産および他の 株主が会社の業務

という会社法制の根底に関わる帰結を認めるものであり、 い小規模な閉鎖型のタイプの会社に株主有限責任を認めない しかしながら、 誠実義務論は、所有と経営が分離 していな

ず、射程範囲も明確でないという難点がある。 のため会社法人格の法理との関係も不分明にならざるを得なのため会社法人格の法理との関係を不分明にならが、 の解任権がある(三三九条)わけではなく、会社の利益のために議決権を行使しなければならないという制限に服することとなるが、その要件は明確ではない。さらには、取締役のととなるが、その要件は明確ではない。さらには、取締役のととなるが、その要件は明確ではない。さらには、取締役のととなるが、その要件は明確でないという難点がある。

フィージビリティを検証する。主平等原則(一○九条一項)に求め、次項においてその主甲等原則(一○九条一項)に求め、次項においてその主間契約の効力の理論的基礎を会社法により明文化された株そこで本論稿は、誠実義務に代わって、定款自治および株

主

(—) e.g., N.Y. Bus. Corr. Law § 616, § 620 (b) (McKinney 2006); S.C.
 CODE ANN. § 33-18-200 (e) (2005); REV. MODEL BUS. CORP. ACT § 7.32 (2002) [hereinafter cited as RMBCA].

8

〇四年)。

(2) Douglas G. Smith, The Venture Capital Company: A Contracturian Rebuttal to the Political Theory of American Corporate Finance?, 65 Tens. L. Rev. 79, 153 (1997). 「特集 失敗に学ぶ「起業」」週刊ダイヤモンドニ○○五年一一月一九日号三六−三七頁。

- (3) Ian Ayres & Robert Gertnert, Filling Gaps in Incomplete Contracts: An Economic Theory of Default Rules, 99 YALE L.I. 87, 119-20 (1989). 例えば、消費者契約法(平成一二年法律第六一号)は、法律が gap filler としての機能を果たしている一例である。
- 六 二七頁(二〇〇三年)。 国際競争力を持つ企業法制の模索として—」商事法務一六五二号二国際競争力を持つ企業法制の模索として—」商事法務一六五二号二
- (6) 神田秀樹「株式会社法の強行法規性」竹内昭夫編『特別講義商法(6) 神田秀樹「株式会社法の強行法規性」ヴュリスト一〇五〇号一三〇頁以下(一高事法務研究会・一九九四年)、神作裕之「コーポレート・ガバナン(商事法務研究会・一九九四年)、神作裕之「コーポレート・ガバナンスと会社法の強行法規性」ジュリスト一〇五〇号一三〇頁以下(市事法務研究会・一九九四年)、前田雅弘「会社の管理運営とよ」一直以下(有斐閣・一九九四年)、前田雅弘「会社の管理運営とより、神田秀樹「株式会社法の強行法規性」竹内昭夫編『特別講義商法人の立た。
- 『商事法への提言(落合誠一先生還暦記念)』六七頁(商事法務・二〇(7) 神谷高保「会社法の任意法規化の限界」小塚荘一郎=高橋美加編
- 宍戸善一「株式会社法の強行法規性と株主による会社組織設計の 立た定款に記載することには馴染まないが株主間契約に記載すること た定款に記載できない取り決めが全て強行法規違反であるわけではなく、ま にできない取り決めが全て強行法規違反であるわけではなく、ま にできない取り決めが全て強行法規違反であるわけではなく、ま を定款に記載することには馴染まないが株主間契約に記載できな はできるという取り決めがあることに言及している。

下、森田「株主間契約(一)〜(六)」と省略」から成る。 下、森田「株主間契約(一)→(六・完)」法協雑誌一一八巻三号五四頁(二○○四年)「二○巻九巻六号八八頁、九号一頁、一○号三四頁(二○○二年) 一二○巻九巻六号八八頁、九号一頁、一○号三四頁(二○○二年) 一二○巻九巻六号八八頁、九号一頁、一○号三四頁(二○○二年) 一二〇巻 一二号一頁(二○○三年)、一一一号一頁(二○○四年)[以本記》を記述されて、「本田、「株主間契約(一)」と省略」から成る。

また、神谷・前掲注(7)七一頁は、平成一七年改正前商法(以 また、神谷・前掲注(7)七一頁は、平成一七年改正前商法(以 また、神谷・前掲注(7)七一頁は、平成一七年改正前商法(以 かう四つの区分で紹介している。

- (9) 田中耕太郎「組織法としての商法と行為法としての商法」法協雑(9) 田中耕太郎「組織法としての商法と行為法としての商法」法協雑
- F\。 (10) 鈴木竹雄『新版会社法〔全訂第五版〕』三○頁(弘文堂・一九九四鈴木竹雄『商法の基本問題』九一頁以下(有斐閣・一九五二年)、年豊遷記念 商法の基本問題』九一頁以下(有斐閣・一九五二年)、
- (1) 龍田節『会社法〔第一○版〕』二四頁、成文堂・二○○三○一年)、石山卓磨『現代会社法〔第六版〕』四九頁(青林書院・二○○五年)、北沢正啓『会社法〔第六版〕』二四頁、二八頁、三七頁(有斐閣・1)
- 12) 酒巻俊雄『閉鎖的会社の法理と立法』(日本評論社・一九七三年)、

正一『続小規模閉鎖会社の法規整』(文眞堂・一九八八年)など。二号五九頁、九八三号一二頁、九八四号二四頁(一九八三年)、青竹二号五九頁、九八三号一二頁、九八四号二四頁(一九八三年)、青竹二号五九頁、(商事法務研究会・一九七四年)、同「株主の無条件株式買取浜田道代『アメリカ閉鎖会社法―その展開と現状および日本法への浜田道代『アメリカ閉鎖会社法―その展開と現状および日本法への

- (13) 神田·前掲注(6)。
- 規定」の三つに分類する。 規定」の三つに分類する。 規定」の三つに分類する。

九頁(二○○三年)がある。「組織形態と法に関する研究会」報告書」金融研究二三巻四号六○−六とめたものとして、組織形態と法に関する研究会(座長:前田庸)とめたものとして、組織形態と法に関する研究会(座長:前田庸)

- (5) 89 COLUM. L. REV. 1395 (1989)
- 九年)。 明ほか編『会社法の経済学』四五三-四六一頁(東大出版会・一九九明ほか編『会社法の経済学』四五三-四六一頁(東大出版会・一九九(16) 神田秀樹=藤田友敬「株式会社法の特質、多様性、変化」三輪芳
- (17) 神田=藤田·前掲注(16)四六四-四六八頁。
- の内容の変更」落合誠一ほか編『鴻常夫先生古稀記念 現代企業立77aaa-77bbbb(2006))。藤田友敬「社債権者集会と多数決による社債法が社債条件のうち主要なものの変更を禁止している(15 U.S.C. §§

- たの軌跡と展望』二一七頁以下(商事法務研究会・一九九五年)参
- 堂·二○○○年)。 四宮和夫=能見善久『民法総則〔第五版増補版〕』二二五頁(弘文四宮和夫=能見善久『民法総則〔第二版〕」一九八頁(青林書院·一九八四年)、
- (20) 神田・前掲注(6)三頁。本項の問題提起は、神田教授の所論に拠
- 要閣・一九八五年)。(以下『新版注釈会社法』は『新注会』と略表(21) 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(二)』五五頁〔中西正明〕(有
- (2) 高山藤次郎『新訂會社定款論』六一頁、六五頁(巌松堂書店・一九(2) 高山藤次郎『新訂會社定款論』六一頁、大五頁(巌松堂書店・一九三八年)において松本書出は、「会社定款の性質に付いては多数学者は会社内部の法律例外」 高山藤次郎『新訂會社定款論』六一頁、六五頁(巌松堂書店・一九
- (23) 高山・前掲注(22) 六○頁は、定款の性質は、①会社設立を目的と なの結果たる定款、の三者の性質を区別して論じなければならない なの結果たる定款、の三者の性質を区別して論じなければならない なのに、定款の性質は、①会社設立を目的と

らは自治法規説に立つ。

- 西本寛一『株式會社定款論』五頁(大同書院・一九三四年)、高山・前四本寛一『株式會社定款論』五頁(大同書院・一九三四年)、高山・前(2)) 高山藤次郎『例解會社定款論』四頁(巖松堂書店・一九二八年)、
- ける定款自治の基礎—なぜわが国の学説は有限会社に定款自治を認し、また当用漢字に置き換えた。松本論文は、大杉謙一「LLCにお(25) 松本・前掲注(22)二九七頁。旧仮名遣いを現代仮名遣いに変更

- 、 「引き」(2) (土土、土土、)。 治を原則的に認める有力少数説が存在していたとして紹介された。二五頁(弘文堂・二○○四年)により、わが国においてかつて定款自めてこなかったのか」弥永真生ほか編『現代企業法・金融法の課題』
- (26) 松本·前揭注(22)二九七-二九八頁。
- (27) 松本·前掲注(22)三〇三-三一四頁。
- 要」ジュリスト一二九五号八頁以下(二〇〇五年)。 下(二〇〇四年)、岩原紳作「新会社法の意義と問題点」商事法務一下(二〇〇四年)、岩原紳作「新会社法の意義と問題点」商事法務一(29) 江頭憲治郎「「現代化」の基本方針」ジュリストー二六七号六頁以
- (30) 岩原紳作「会社区分のあり方」ジュリストー二六七号三七-三八

頁(二〇〇四年)、稲葉威雄「定款自治の拡大―株式会社の機関設

(31) 相澤哲=郡谷大輔「新会社法の解説(一)会社法制の現代化に伴う実質改正の概要と基本的な考え方」商事法務一七三七号一六頁

計」企業会計五七巻一二号八〇頁(二〇〇五年)。

ている。①定款自治が明文で認められていないが、一概に否定され戸教授は、定款自治の範囲が明確でない条文を三つの類型に分類し戸教授は、定款自治の範囲が明確でない条文を三つの類型に分類しするものとして、宍戸・前掲注(5)二一-二三頁、稲葉威雄『会社(32) 会社法が相対的記載事項を網羅的に規定できていないことを指摘

- (33) 大隅健一郎=今井宏「会社法論中卷〔第三版〕」四六〇頁(有斐陽・一九九二年)。
- (34) 宍戸·前掲注(5)二三頁。
- (35) 江頭憲治郎『株式会社·有限会社法〔第四版〕』一四七頁(有斐閣·二○○五年)。
- 等の定款の定めを置くことが可能であると解される(一二七頁)。も、例えば、取締役の資格を一定数以上の株式を有する株主に限るも、例えば、取締役の資格を一定数以上の株式を有する株主に限る、江頭憲治郎『株式会社法』一二八頁注(一〇)(有斐閣・二〇〇六(36))
- 江頭・前掲注(36)一三九頁、相澤哲ほか編著『論点解説新・会社法の、一年の議決権を○・七とか二とかなどと定めることは認められないとすての議決権を○・七とか二とかなどと定めることは認められないとする(1株 (または一単元) についかないかのいずれかしか認められず、一株 (または一単元) についかないかのいずれかしか認められず、一株 (または一単元) 議決権)

千問の道標』一一六頁(商事法務・二〇〇六年)同旨。

「差別的議決権の理論的検討―アメリカ法を中心として―」法学六七ても複数議決権が認められる可能性を示唆するものとして、柳明昌これに対し、米国法の判例および学説の分析から、わが国におい

の機能と限界―」法協雑誌一二三巻一号一二一頁以下(二〇〇六年)また、加藤貴仁「株主間の議決権配分(一)―一株一議決権原則

卷六号六五頁以下 (二〇〇三年)。

38

- 定することを想定していると解される。は、会社法は、属人的定め(一○九条二項)により複数議決権を設は、会社法は、属人的定め(一○九条二項)により複数議決権を設さ、一一五条が適用されない公開会社以外の株式会社において
- の株主の種類株主総会決議を要する(三二二条一項一号ロ)。 る種類の株主に、従来より不利な効果を及ぼす場合には、その種類(3) 江頭・前掲注(3) 二七三頁。単元株式数に関する定款変更が、あ
- 一五七巻六号五八頁(二〇〇五年)は、公開会社でない会社におい村尚志「定款による支配分配と種類株式の活用(三・完)」法学論叢材尚志「定款による支配分配と種類株式の活用(三・完)」法学論叢へ、神田・前掲注(羽) 七五頁は、単元株式数の定め方により実質的に

証券取引所の自主規制に期待する。ては一単元の株式数の調整は自由であるとし、公開会社については

廃止されたことも、この立場と平仄が合う。できないという制限があったが(旧商法二二二条六項)、会社法ではできないという制限があったが(旧商法二二二条六項)、会社法では発行済株式の全部につき存する単元の数の二分の一を超えることが

はないので、確定的な数的基準を置くことは困難である。 の変動によって合理性が消滅したり復活したりすると考えるべきで(1) 二倍の差異まではセーフ・ハーバーと言えるであろうが、市場価格

米国では、既存の株主の持分割合を著しく侵害するかどうかで判自主規制機関が社外株式の二〇%を超える株式を発行する場合に株自主規制機関が社外株式の二〇%を超える株式を発行する場合に株主総会の承認を要求していることやクラス間の議決権の乖離が一〇対一の範囲内に抑えられるべきと考えられていることが参考になると
満決権割合との不均衡を無制限にアレンジできると解されるべきと議決権割合との不均衡を無制限にアレンジできると解されるべきと
満決権割合との不均衡を無制限にアレンジできると解されるべきと
満決権割合との不均衡を無制限にアレンジできると解されるべきと
ではなく(野村修也「株式の多様化とその制約原理」商事法務ものではなく(野村修也「株式の多様化とその制約原理」商事法務と、出資額といることにより、一つ対一までは有効とすることに必ずしも論理性があるわけではない。

指摘しておく。野村・商事法務一七七五号三二頁参照。 り(例えば、葉玉匡美「議決権制限株式を利用した買収防衛策」商り(例えば、葉玉匡美「議決権制限株式を利用した買収防衛策」商り、であるでは、公開会社で禁止されている属人的定めが、複数事法務一七四二号二八頁以下(二○○五年))、議決権制限株式に関事法務一七四二号二八頁以下(二○○五年))、議決権制限株式に関連法権制限株式は、企業買収防衛策としての活用が議論されてお

- (42) 宍戸·前掲注(5)二三頁。
- 頁(二○○二年)。解任と拒否権に関する合意について」判例タイムズ一○七四号四九(鉛)棚橋元「合弁契約における株主間の合意とその効力─取締役選任・
- の決定を執行役に委任する場合について四一六条四項一号。(4) 江頭・前掲注 (36) 二二五頁注 (六)。委員会設置会社が業務執行
- 種類株主総会とすることができる(一三九条一項)。 この結果、譲渡制限種類株式に関する譲渡承認の決定機関をその
- 江頭·前掲注(36)二三三頁。

46

45

(47) 松尾健一「株式の強制取得条項による株式買取請求権の排除」同志社法学五八巻三号八二頁(二〇〇六年)。この場合は、定款による法律の規定からの逸脱という意味での定款自治というより、法律の規定と裁判実務が示唆する複数のオプションの中から定款でその一つを選択するものと理解されるであろう。反対、宍戸・前掲注(5)つを選択するものと理解されるであろう。反対、宍戸・前掲注(5)つを選択するものと理解されるであろう。反対、宍戸・前掲注(5)つを選択するものと理解されるであろう。反対、宍戸・前掲注(5)の表示が表示を表示している。

(日本評論社・二○○六年)参照。 野通明=宍戸善一編『M&A ジョイント・ベンチャー』五○-五一頁野通明=宍戸善一編『M&A ジョイント・ベンチャーの企業形態の選択』中するお、ジョイント・ベンチャーを対象とした株式譲渡制限定款の検

江頭・前掲注(36)二九○頁。

48

- 事法務一七五八号五頁(二〇〇六年)、江頭・前掲注(36)二九二等法務一七五八号五頁(二〇〇六年)、江頭・前掲注(36)二九二(49) 江頭憲治郎「新会社法の理論的課題(一)株式関係を中心に」商
- 稲葉威雄=郡谷大輔「対談 会社法の主要論点をめぐって」企業会

50

計五八卷六号一七〇頁 杉・前掲注(47)四一-四四頁。 ト・ベンチャーを対象とした定款による権限分配の検討として、 〔稲葉発言〕(二〇〇六年)。なお、ジョイン 大

- 51 相澤=郡谷・前掲注 (31) 一六頁
- 52 消費者契約法(平成一二年法律第六一号)、特定商取引に関する法 (昭和五一年法律第五七号)等。
- B.C.L. Rev. 595, 597-98(1997)は、米国の州会社法の規定を"default こと自体が、当事者による契約回避(contract around)行動や、当事 rules"あるいは"background rules"と捉えたとしても、当事者の合意に 者が何のルールもないかのような取り決めをすることを制約すると 該当しない場合であっても、州制定法というルールが存在している より迂回してはならないルールがあり、さらにそのようなルールが Victor Brudney, Contract and Fiduciary Duty in Corporate Law,
- (5) 契約法の領域が強行法規性を強めているのに対し、会社法が自治 係者の公正な利益調整のための法律による介入の必要性を認識して に接近しつつあるということになる。 てoptimizeされた共通の領域を有しているのではないかとの推察が成 自由の方向に戻ってきているという理解をするならば、両者は互い 来契約自由の世界であって一旦大きく強行法規に振れたものが再び の範囲を拡大しているのは興味深い現象である。会社法の基礎は本 一定款の内容規制について」広島法学八巻一号一頁(一九八四年)参 本節1(4)以下の議論はこの発想に基づいている。 したがって約款規制の限界と定款自治の限界は、双方にとっ 『特別講義商法Ⅱ』三四頁 (有斐閣·一九九五年)、山下丈 河上正二「定款・規約・約款―契約法から見た組織―」竹内 消費者保護法も会社法も、

- 55 六条一項一号イ。 は各取締役の選任について議決権を行使できる。 取締役選任決議は一人の取締役の選任が一議案を構成し、 会社法施行規則六 各株主
- 56 方謙二](一九九〇年)参照 めていないとの見解があった。『新注会(一二)』二八-三〇頁 とって必ずしも有利とは言えないなどの理由で、 上に困難な多数決制を定めることは会社運営および将来の株主に 特別決議事項の決議要件をさらに加重することについて、必要以 旧商法は加重を認
- 57 えて』一九四頁(判例タイムズ社・二〇〇六年)。 編著『ジョイント・ベンチャー契約の実務と理論―会社法施行を踏ま 解任と拒否権に関する合意について」ジョイント・ベンチャー研究会 棚橋元「合弁契約における株主間の合意とその効力―取締役選任
- 58 この命名は、森田「株主間契約(五)」二〇頁による。
- 59 森田「株主間契約(五)」二〇-二一頁。
- 60 会社の設立」ジュリスト一二六七号一二頁(二〇〇四年) 上村達男「特集会社法制の現代化に向けた課題と展望 会社法総則
- 森田「株主間契約(五)」三九頁注(六八)。
- 62 61 の間のエージェンシー・コストも低減される 酬回収スキームもあわせて提案する。これにより、 軽減するため、当該ベンチャー企業のエクイティを用いた弁護士報 している。これらの起業家側弁護士は、起業家の弁護士報酬負担を トとする弁護士が多数いて、ベンチャー・キャピタルとの交渉を代理 のシリコンバレー周辺には、起業家を主たるターゲット・クライアン クラスーと同等の「装備」が可能となろう。米国カリフォルニア州 ろうし、また、起業家を対象としたリーガル・サービスが充実すれば もちろん起業家も経験を積むことでクラス一に移行してゆくであ 依頼人と弁護士

- 63 前揭注 (2) の引用文献参照
- 65 64 江頭·前揭注 江頭・前掲注(36)二八三頁 (35) 一二五頁。
- 九九四年)。 武ほか編著『現代有限会社法の判例と理論』一一六頁(晃洋書房・一 川島いづみ「有限会社と定款」斉藤
- 66 チャー・キャピタルと起業家および一般の少数派株主との関係にもあ 代債権の展望 第四巻 代理・約款・契約の基礎的課題』二三五頁以下 約自由の原則が無制限に妥当するか」椿寿夫編『講座・現代契約と現 てはまると考えられる。執行秀幸「いわゆる事業者間契約では、 ことが主張されており、この議論はベンチャー企業におけるベン の格差や契約の相手方の要保護性を考慮して契約自由が制限される (日本評論社·一九九四年)。 近年、消費者契約のみならず事業者間の契約においても、交渉力
- 67 江頭・前掲注(36)四九頁参照。
- 68 森田「株主間契約 (六)」五〇頁注 (一六三)。
- 69 ない会社に限定されてはいないが、実質的には、閉鎖型のタイプの ということにはならないであろう。なお、書面決議は、公開会社で ば、書面性を要件とすることで少数株主の救済がそれだけ薄くなる る。したがって、株主間契約についても書面により取り交わされて 会社のみで利用され得る手続きである(江頭・前掲注 しないケースが少なくないと思われるが、立証の困難さを考えれ いることが必要と考える。同族会社では、口約束だけで書面が存在 書面決議の要件に依拠する以上、 同意書面の存在は不可欠であ 36
- $\widehat{70}$ 二七七頁以下(勁草書房・一九八八年)参照 杉本泰治 『株式会社生態の法的考察―株主間契約の機能と効力―』

杉本・前掲注 (70) 二七八頁

 $\widehat{71}$

- $\widehat{72}$ (70) 二七八頁は、公序良俗違反とする
- 江頭・前掲注 (36) 二八三頁注 (六)参照
- $\widehat{74}$ $\widehat{73}$ 出口正義「株主の誠実義務」『株主権法理の展開』三五頁
- 出口·前揭注 (74) 六四頁。

堂・一九九一年)。

75

- 出口・前掲注(74)一〇七頁、
- 出口・前掲注 (74) 一二一頁

江頭·前揭注(36) 一二五頁注

(四)、江頭憲治郎『結合企業法の

 $\widehat{77}$ $\widehat{76}$

は、取締役と同様の責任を負う」という条文を置けば足りるとする。 して会社の業務執行を行うにつき悪意または重大な過失があるとき るのであれば「株主が議決権または社員資格に基づく影響力を行使 立法と解釈』二一頁(有斐閣・一九九五年)。これに対して、出口・前 『注(74) 一二二頁は、特別な立法は不要としつつ、あえて立法す

(筑波大学大学院博士課程ビジネス科学研究科企業科学専攻修了)